

○議長（小林哲雄）

日程第4、議案第3号 開成町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成町子ども・子育て会議の庶務を保健福祉部から教育委員会事務局に移管するため、開成町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

それでは、議案をまず朗読させていただきます。

議案第3号 開成町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年2月3日提出、開成町長、府川裕一。

1枚おめくりください。開成町条例第 号 開成町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例。

開成町子ども・子育て会議条例（平成25年開成町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正するというので、表のとおりでございますけれども、子ども・子育て会議の庶務について規定している8条、そこに先ほどの条例の関連でございますけれども、改正前は保健福祉部、改正後は教育委員会事務局ということで改正するものでございます。

附則につきましては、先ほどの条例と一緒に、平成27年4月1日から施行する。ということでございます。

また、その次のページについてございます参考資料につきましては、教育委員会事務局に庶務を移すことに当たっての意見聴取の参考資料でございます。特に意見はないということで、教育委員会の了承を得ております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

改正前と改正後の第8条の頭に、子ども・子育て会議の庶務、こう入っていないの

は何か理由があるんですか。開成町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例、この中で提案されているわけですから、子どもの関係する庶務については別枠という形にとれてしまうんですけれども、その辺の調整はどうなんでしょうか。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

ただいまのご質問にお答えします。開成町子ども・子育て会議条例設置の第1条におきまして、開成町子ども・子育て会議（以下、「子育て会議」という。）ということで略しておりますので、それでそのような表現となっております。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第3号 開成町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。